

消 防 危 第 5 4 号  
平成20年3月25日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長

移動タンク貯蔵所の売買時における消防法に基づく手続の周知について

移動タンク貯蔵所による危険物の移送の安全確保については、日頃より御尽力いただいているところであります。

移動タンク貯蔵所については、中古車両としての売買により、その所有権が移転するなど消防法第11条第6項に規定する譲渡又は引渡に該当する場合や危険物の規制に関する政令第15条第1項に規定する常置する場所（以下「常置場所」という。）を変更する場合がありますが、その際に必要な手続がされず、その所有者や常置場所が把握できない例があると報告されております。

このような状況を踏まえ、消防庁では、関係者から中古車販売の実態等について聞き取り調査を実施し、別添のとおり（社）全日本トラック協会、日本貨物運送協同組合連合会、日本危険物物流団体連合会、日本オートオークション協議会、（社）日本自動車販売協会連合会、（社）日本中古自動車販売協会連合会、トラックサミット協議会、ヤフー（株）、楽天（株）及び（株）ディー・エヌ・エーに対し、必要な手続が行われ消防法が遵守されるよう、関連する個人又は事業者へ周知するよう依頼しました。

貴職におかれましては、関係業界団体及び移動タンク貯蔵所の所有者等に対して、消防法に基づく手続の実施について、引き続き適切なお指導をしていただきますようお願いいたします。

また、貴都道府県内の市町村等に対してもこの旨周知していただきますようお願いいたします。

（連絡先）

総務省消防庁危険物保安室

担当：山本、佐藤、竹本

TEL 03-5253-7524

FAX 03-5253-7534

消 防 危 第 4 6 号  
平成20年3月25日

(社)全日本トラック協会会長  
日本貨物運送協同組合連合会会長  
日本危険物物流団体連絡会会長 } 殿

消防庁危険物保安室長

移動タンク貯蔵所の売買時における消防法に基づく手続の遵守について

移動タンク貯蔵所については、中古車両としての売買により、その所有権が移転するなど消防法第11条第6項に規定する譲渡又は引渡に該当する場合や危険物の規制に関する政令第15条第1項に規定する常置する場所（以下「常置場所」という。）を変更する場合がありますが、その際に必要な手続がされず、その所有者や常置場所が把握できない例があると、消防機関から報告されております。

貴団体におかれましては、下記の手続について消防法が遵守されるよう、貴団体会員に対して周知くださるようお願いいたします。

#### 記

- 1 移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡があったときは、譲受人又は引渡を受けた者は、消防法第11条第6項に基づき市町村長等に届け出なければならないこと。
- 2 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更が必要となる場合は、譲受人又は引渡を受けた者は、消防法第11条第1項に基づき変更後の常置場所を管轄する市町村長等の許可を受けなければならないこと。

## 移動タンク貯蔵所に係る消防法の規制の内容

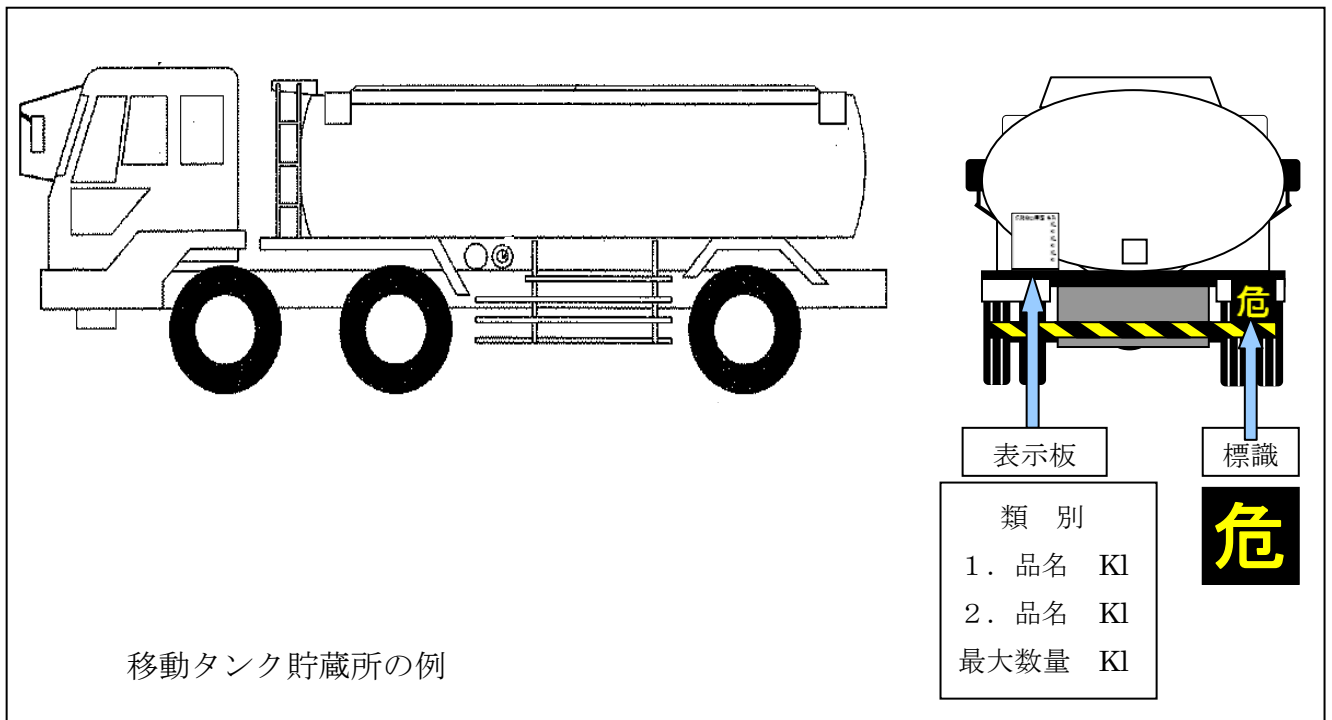
危険物とは、消防法別表第一に掲げる石油類などの固体又は液体で火災危険性の観点から指定されているものです。移動タンク貯蔵所は、通称タンクローリーと呼ばれていますが、車両に固定されたタンクにおいて指定数量以上の危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所であり、その設置について市町村長等から許可を受ける必要があります。移動タンク貯蔵所の位置、構造又は設備を変更しようとする場合についても、市町村長等の許可を受ける必要があります。

移動タンク貯蔵所の位置、構造、設備の技術上の基準は、危険物の規制に関する政令に定められており、技術上の基準に適合したものについて、市町村長等が許可を与えることとなっています。

移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡があったときは、譲受人又は引渡を受けた者は、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければなりません（届出様式については別紙を参照してください。）。また、移動タンク貯蔵所の常置場所の変更が必要となる場合は、譲受人又は引渡を受けた者は、市町村長等の許可を受ける必要があります。

市町村長等とは、消防本部が置かれる市町村については市町村長、消防本部が置かれる市町村以外の市町村については当該区域を管轄する都道府県知事となります。

(参考)



様式第15 (第7条関係)

製造所  
危険物貯蔵所譲渡引渡届出書  
取扱所

		年 月 日	
殿		届出者	
		住所	(電話 )
		氏名	㊟
譲渡又は引渡を受けた者	住所	電話	
	氏名		
譲渡又は引渡をした者	住所	電話	
	氏名		
製造所等	設置場所		
	製造所等の別	貯蔵所又は取扱所の区分	
	設置の許可年月日及び許可番号	年 月 日 第 号	
	設置の完成検査年月日及び検査番号	年 月 日 第 号	
	危険物の類、品名(指定数量)、最大数量	指定数量の倍数	
譲渡又は引渡のあつた理由			
※ 受 付 欄		※ 経 過 欄	

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。  
 2 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。  
 3 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に( )内に該当する指定数量を記載すること。  
 4 ※印の欄は、記入しないこと。  
 5 譲渡引渡を証明する書類を添付すること。

本様式…全部改正〔平成元年2月自令5号〕、一部改正〔平成6年1月自令4号〕

## 関係法令について

### ○ 消防法

#### 危険物の貯蔵・取扱いの制限等

##### 第 10 条

第 1 項 指定数量<sup>※</sup>以上の危険物は、貯蔵所（車両に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）を含む。以下同じ。）以外の場所でこれを貯蔵し、又は貯蔵所以外の場所でこれを取り扱ってはならない。

第 3 項 貯蔵所においてする危険物の貯蔵又は取扱は、政令で定める技術上の基準に従ってこれをしなければならない。

第 4 項 貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準は、政令でこれを定める。

※ 指定数量とは、危険物についてその危険性を勘案し政令で定める数量のことです。

#### 製造所等の設置、変更等

##### 第 11 条第 1 項

貯蔵所を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、貯蔵所ごとに、次の各号に掲げる貯蔵所の区分に応じ、当該各号に定める者の許可を受けなければならない。貯蔵所の位置、構造又は設備を変更しようとする者も、同様とする。

- 一 消防本部及び消防署を置く市町村の区域に設置される貯蔵所  
当該市町村長
- 二 消防本部等所在市町村以外の市町村の区域に設置される貯蔵所  
当該区域を管轄する都道府県知事

#### 譲渡又は引渡の届出

##### 第 11 条第 6 項

貯蔵所の譲渡又は引渡があったときは、譲受人又は引渡を受けた者は、第 1 項の規定による許可を受けた者の地位を承継する。この場合において、同項の規定による許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を市町村長等に届け出なければならない。

○ 危険物の規制に関する政令

**移動タンク貯蔵所の定義**

**第2条第1項**

法第10条の貯蔵所は、次のとおり区分する。

一～五 (略)

六 車両（被牽引自動車にあつては、前車軸を有しないものであつて、当該被牽引自動車の一部が牽引自動車に載せられ、かつ、当該被牽引自動車及びその積載物の重量の相当部分が牽引自動車によつてささえられる構造のものに限る。）に固定されたタンクにおいて危険物を貯蔵し、又は取り扱う貯蔵所（以下「移動タンク貯蔵所」という。）

**移動タンク貯蔵所の位置、構造、設備の技術上の基準（常置場所）**

**第15条第1項**

一 移動タンク貯蔵所は、屋外の防火上安全な場所又は壁、床、はり及び屋根を耐火構造とし、若しくは不燃材料で造つた建築物の一階に常置すること。

(抄)

消 防 危 第 4 7 号  
平成20年3月25日

日本オートオークション協議会代表幹事 殿

消防庁危険物保安室長

移動タンク貯蔵所の売買時における消防法に基づく手続の遵守について

移動タンク貯蔵所については、中古車両としての売買により、その所有権が移転するなど消防法第11条第6項に規定する譲渡又は引渡に該当する場合や危険物の規制に関する政令第15条第1項に規定する常置する場所（以下「常置場所」という。）を変更する場合がありますが、その際に必要な手続がされず、その所有者や常置場所が把握できない例があると、消防機関から報告されております。

貴団体におかれましては、下記の手続について消防法が遵守されるよう、貴団体会員及びオートオークションやインターネットオークションに参加する事業者に対して周知くださるようお願いいたします。

#### 記

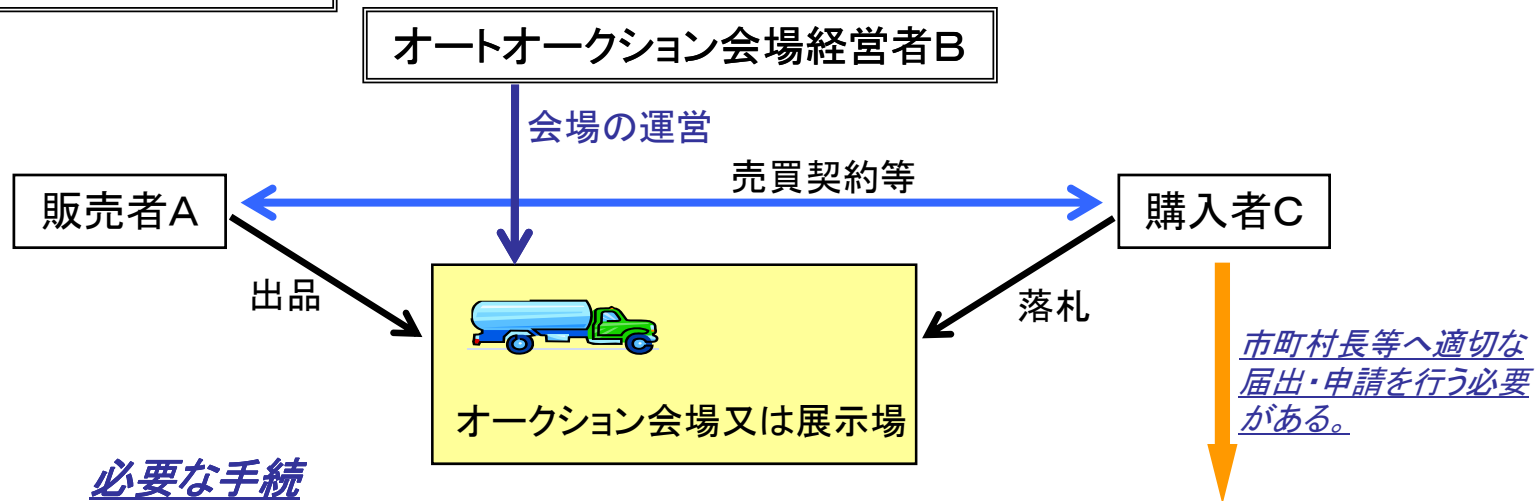
- 1 移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡があったときは、譲受人又は引渡を受けた者は、消防法第11条第6項に基づき市町村長等に届け出なければならないこと。
- 2 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更が必要となる場合は、譲受人又は引渡を受けた者は、消防法第11条第1項に基づき変更後の常置場所を管轄する市町村長等の許可を受けなければならないこと。

# 移動タンク貯蔵所の売買時における消防法上必要な手続について

## 移動タンク貯蔵所について

移動タンク貯蔵所とは、危険物（消防法別表第一に掲げる石油類などの、固体又は液体で火災危険性の観点から指定されているもの）を車両に固定されたタンクにおいて貯蔵し、取り扱う貯蔵所のことをいいます。危険物の規制に関する政令において、移動タンク貯蔵所の位置、構造、設備の技術上の基準及び貯蔵、取扱いの基準が定められています。

## 移動タンク貯蔵所の売買形態



### 必要な手続

#### ① 譲渡届出

売買等により譲渡又は引渡があった場合、譲受人又は引渡を受けた者は、市町村長等へ届け出なければならない。

#### ② 常置場所の変更許可

常置場所※の変更が必要となる場合は、譲受人又は引渡を受けた者は市町村長等の許可を受けなければならない。

※ 常置場所とは、移動タンク貯蔵所を常置する場所であり、屋外の防火上安全な場所又は壁、床、はり及び屋根を耐火構造とし、若しくは不燃材料で造った建築物の一階に常置することが定められています（危険物の規制に関する政令第15条第1項第1号）。



(抄)

消 防 危 第 4 8 号  
平成20年3月25日

(社) 日本中古自動車販売協会連合会会長 殿

消防庁危険物保安室長

移動タンク貯蔵所の売買時における消防法に基づく手続の遵守について

移動タンク貯蔵所については、中古車両としての売買により、その所有権が移転するなど消防法第11条第6項に規定する譲渡又は引渡に該当する場合や危険物の規制に関する政令第15条第1項に規定する常置する場所（以下「常置場所」という。）を変更する場合がありますが、その際に必要な手続がされず、その所有者や常置場所が把握できない例があると、消防機関から報告されております。

貴団体におかれましては、下記の手続について消防法が遵守されるよう、貴団体会員に対して周知くださるようお願いいたします。

#### 記

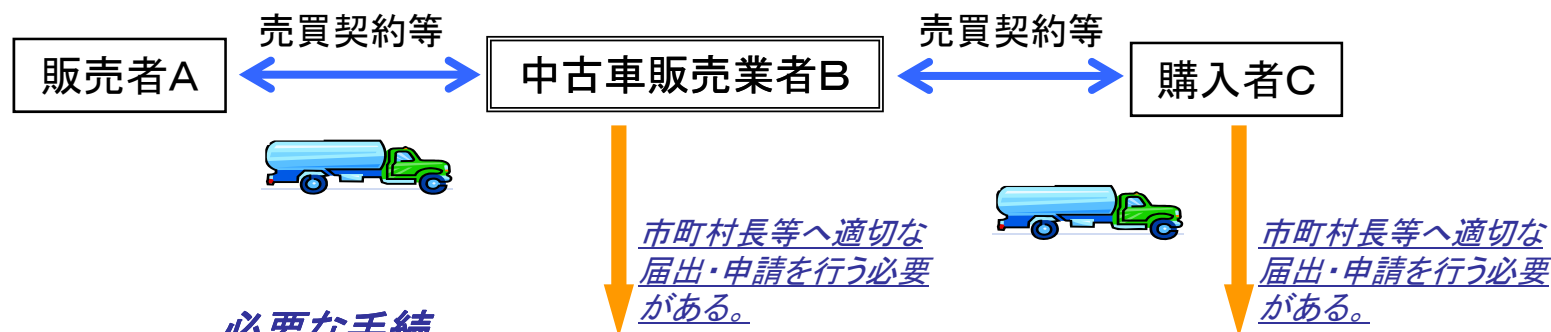
- 1 移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡があったときは、譲受人又は引渡を受けた者は、消防法第11条第6項に基づき市町村長等に届け出なければならないこと。
- 2 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更が必要となる場合は、譲受人又は引渡を受けた者は、消防法第11条第1項に基づき変更後の常置場所を管轄する市町村長等の許可を受けなければならないこと。

## 移動タンク貯蔵所の売買時における消防法上必要な手続について

### 移動タンク貯蔵所について

移動タンク貯蔵所とは、危険物（消防法別表第一に掲げる石油類などの、固体又は液体で火災危険性の観点から指定されているもの）を車両に固定されたタンクにおいて貯蔵し、取り扱う貯蔵所のことをいいます。危険物の規制に関する政令において、移動タンク貯蔵所の位置、構造、設備の技術上の基準及び貯蔵、取扱いの基準が定められています。

### 移動タンク貯蔵所の売買形態



#### 必要な手続

##### ① 譲渡届出

売買等により譲渡又は引渡があった場合、譲受人又は引渡を受けた者は、市町村長等へ届け出なければならない。

##### ② 常置場所の変更許可

常置場所※の変更が必要となる場合は、譲受人又は引渡を受けた者は市町村長等の許可を受けなければならない。

※ 常置場所とは、移動タンク貯蔵所を常置する場所であり、屋外の防火上安全な場所又は壁、床、はり及び屋根を耐火構造とし、若しくは不燃材料で造った建築物の一階に常置することが定められています（危険物の規制に関する政令第15条第1項第1号）。

(抄)

消 防 危 第 4 9 号  
平成20年3月25日

トラックサミット協議会事務局長 殿

消防庁危険物保安室長

移動タンク貯蔵所の売買時における消防法に基づく手続の遵守について

移動タンク貯蔵所については、中古車両としての売買により、その所有権が移転するなど消防法第11条第6項に規定する譲渡又は引渡に該当する場合や危険物の規制に関する政令第15条第1項に規定する常置する場所（以下「常置場所」という。）を変更する場合がありますが、その際に必要な手続がされず、その所有者や常置場所が把握できない例があると、消防機関から報告されております。

貴団体におかれましては、下記の手続について消防法が遵守されるよう、貴団体会員に対して周知くださるようお願いいたします。

#### 記

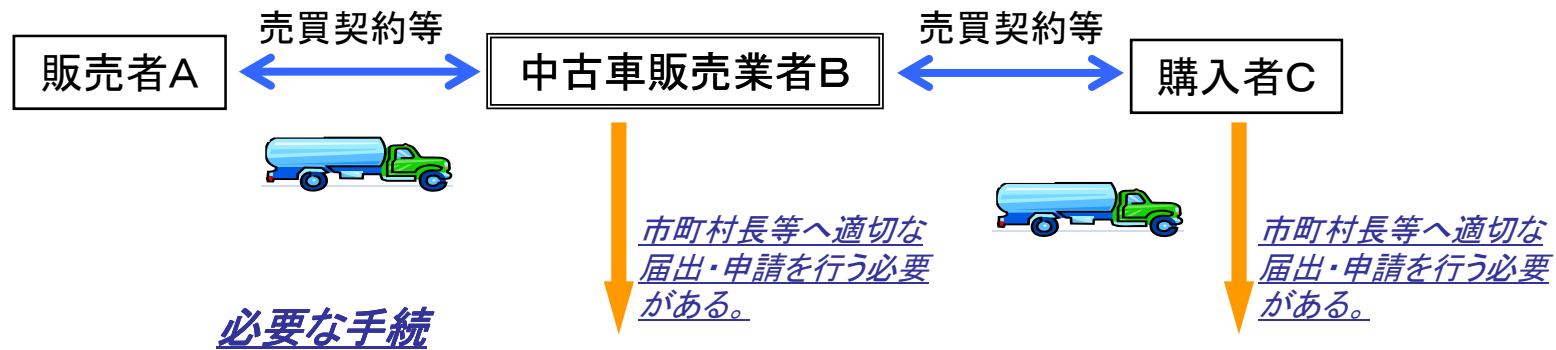
- 1 移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡があったときは、譲受人又は引渡を受けた者は、消防法第11条第6項に基づき市町村長等に届け出なければならないこと。
- 2 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更が必要となる場合は、譲受人又は引渡を受けた者は、消防法第11条第1項に基づき変更後の常置場所を管轄する市町村長等の許可を受けなければならないこと。

# 移動タンク貯蔵所の売買時における消防法上必要な手続について

## 移動タンク貯蔵所について

移動タンク貯蔵所とは、危険物（消防法別表第一に掲げる石油類などの、固体又は液体で火災危険性の観点から指定されているもの）を車両に固定されたタンクにおいて貯蔵し、取り扱う貯蔵所のことをいいます。危険物の規制に関する政令において、移動タンク貯蔵所の位置、構造、設備の技術上の基準及び貯蔵、取扱いの基準が定められています。

## 移動タンク貯蔵所の売買形態



### ① 譲渡届出

売買等により譲渡又は引渡があった場合、譲受人又は引渡を受けた者は、市町村長等へ届け出なければならない。

### ② 常置場所の変更許可

常置場所※の変更が必要となる場合は、譲受人又は引渡を受けた者は市町村長等の許可を受けなければならない。

※ 常置場所とは、移動タンク貯蔵所を常置する場所であり、屋外の防火上安全な場所又は壁、床、はり及び屋根を耐火構造とし、若しくは不燃材料で造った建築物の一階に常置することが定められています（危険物の規制に関する政令第15条第1項第1号）。

(抄)

消 防 危 第 5 0 号  
平成20年3月25日

(社) 日本自動車販売協会連合会会長 殿

消防庁危険物保安室長

移動タンク貯蔵所の売買時における消防法に基づく手続の遵守について

移動タンク貯蔵所については、中古車両としての売買により、その所有権が移転するなど消防法第11条第6項に規定する譲渡又は引渡に該当する場合や危険物の規制に関する政令第15条第1項に規定する常置する場所（以下「常置場所」という。）を変更する場合がありますが、その際に必要な手続がされず、その所有者や常置場所が把握できない例があると、消防機関から報告されております。

貴団体におかれましては、下記の手続について消防法が遵守されるよう、貴団体会員に対して周知くださるようお願いいたします。

#### 記

- 1 移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡があったときは、譲受人又は引渡を受けた者は、消防法第11条第6項に基づき市町村長等に届け出なければならないこと。
- 2 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更が必要となる場合は、譲受人又は引渡を受けた者は、消防法第11条第1項に基づき変更後の常置場所を管轄する市町村長等の許可を受けなければならないこと。

(抄)

消 防 危 第 5 1 号  
平成20年3月25日

ヤフー（株）代表取締役社長 殿

消防庁危険物保安室長

移動タンク貯蔵所の売買時における消防法に基づく手続の遵守について

移動タンク貯蔵所については、中古車両としての売買により、その所有権が移転するなど消防法第11条第6項に規定する譲渡又は引渡に該当する場合や危険物の規制に関する政令第15条第1項に規定する常置する場所（以下「常置場所」という。）を変更する場合がありますが、その際に必要な手続がされず、その所有者や常置場所が把握できない例があると、消防機関から報告されております。

貴社におかれましては、下記の手続について消防法が遵守されるよう、貴社のインターネットオークションサイトにおいて、インターネットオークションに参加する個人及び事業者へ周知くださるようお願いいたします。

#### 記

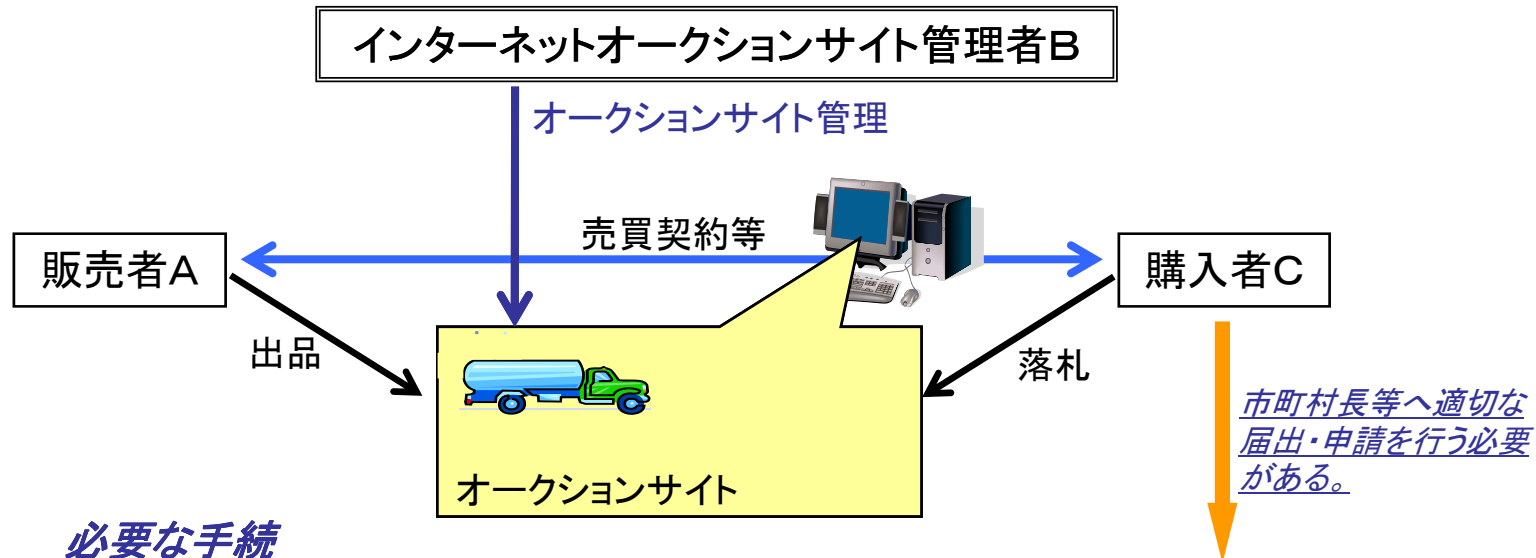
- 1 移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡があったときは、譲受人又は引渡を受けた者は、消防法第11条第6項に基づき市町村長等に届け出なければならないこと。
- 2 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更が必要となる場合は、譲受人又は引渡を受けた者は、消防法第11条第1項に基づき変更後の常置場所を管轄する市町村長等の許可を受けなければならないこと。

## 移動タンク貯蔵所の売買時における消防法上必要な手続について

### 移動タンク貯蔵所について

移動タンク貯蔵所とは、危険物（消防法別表第一に掲げる石油類などの、固体又は液体で火災危険性の観点から指定されているもの）を車両に固定されたタンクにおいて貯蔵し、取り扱う貯蔵所のことをいいます。危険物の規制に関する政令において、移動タンク貯蔵所の位置、構造、設備の技術上の基準及び貯蔵、取扱いの基準が定められています。

### 移動タンク貯蔵所の売買形態



### 必要な手続

#### ① 譲渡届出

売買等により譲渡又は引渡があった場合、譲受人又は引渡を受けた者は、市町村長等へ届け出なければならない。

#### ② 常置場所の変更許可

常置場所※の変更が必要となる場合は、譲受人又は引渡を受けた者は市町村長等の許可を受けなければならない。

※ 常置場所とは、移動タンク貯蔵所を常置する場所であり、屋外の防火上安全な場所又は壁、床、はり及び屋根を耐火構造とし、若しくは不燃材料で造った建築物の一階に常置することが定められています（危険物の規制に関する政令第15条第1項第1号）。

(抄)

消 防 危 第 5 2 号  
平成20年3月25日

楽天（株）代表取締役社長 殿

消防庁危険物保安室長

移動タンク貯蔵所の売買時における消防法に基づく手続の遵守について

移動タンク貯蔵所については、中古車両としての売買により、その所有権が移転するなど消防法第11条第6項に規定する譲渡又は引渡に該当する場合や危険物の規制に関する政令第15条第1項に規定する常置する場所（以下「常置場所」という。）を変更する場合がありますが、その際に必要な手続がされず、その所有者や常置場所が把握できない例があると、消防機関から報告されております。

貴社におかれましては、下記の手続について消防法が遵守されるよう、貴社のインターネットオークションサイトにおいて、インターネットオークションに参加する個人及び事業者へ周知くださるようお願いいたします。

#### 記

- 1 移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡があったときは、譲受人又は引渡を受けた者は、消防法第11条第6項に基づき市町村長等に届け出なければならないこと。
- 2 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更が必要となる場合は、譲受人又は引渡を受けた者は、消防法第11条第1項に基づき変更後の常置場所を管轄する市町村長等の許可を受けなければならないこと。

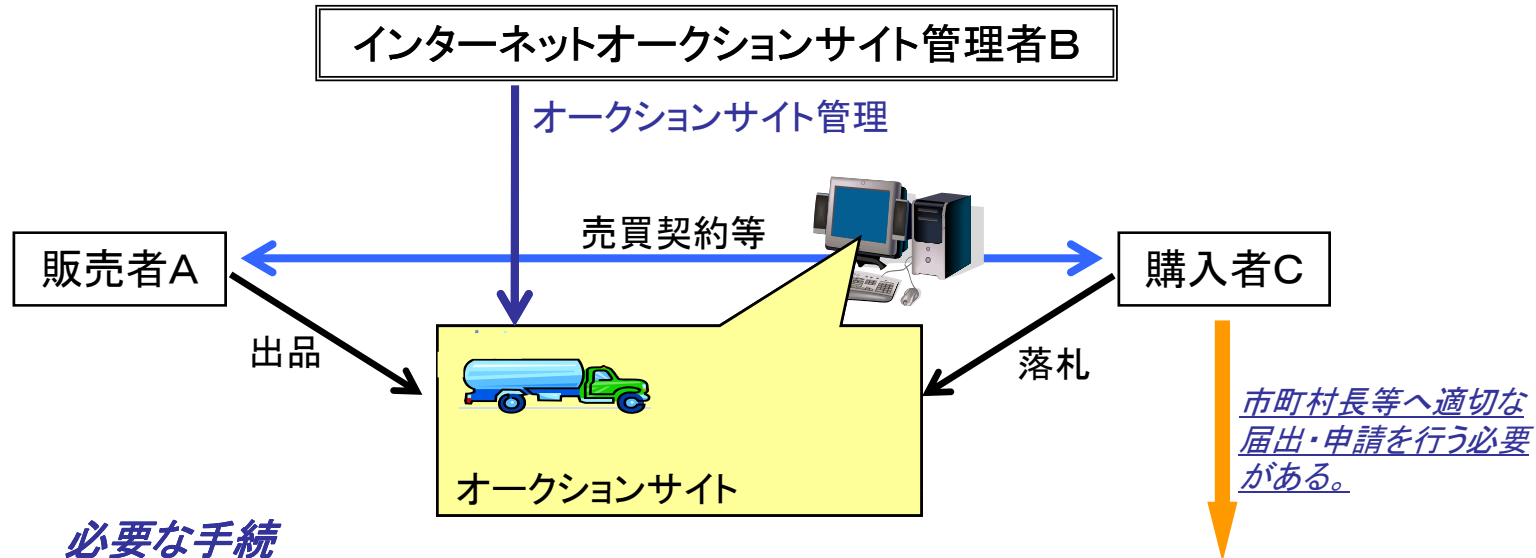


## 移動タンク貯蔵所の売買時における消防法上必要な手続について

### 移動タンク貯蔵所について

移動タンク貯蔵所とは、危険物（消防法別表第一に掲げる石油類などの、固体又は液体で火災危険性の観点から指定されているもの）を車両に固定されたタンクにおいて貯蔵し、取り扱う貯蔵所のことをいいます。危険物の規制に関する政令において、移動タンク貯蔵所の位置、構造、設備の技術上の基準及び貯蔵、取扱いの基準が定められています。

### 移動タンク貯蔵所の売買形態



### 必要な手続

#### ① 譲渡届出

売買等により譲渡又は引渡があった場合、譲受人又は引渡を受けた者は、市町村長等へ届け出なければならない。

#### ② 常置場所の変更許可

常置場所※の変更が必要となる場合は、譲受人又は引渡を受けた者は市町村長等の許可を受けなければならない。

※ 常置場所とは、移動タンク貯蔵所を常置する場所であり、屋外の防火上安全な場所又は壁、床、はり及び屋根を耐火構造とし、若しくは不燃材料で造った建築物の一階に常置することが定められています（危険物の規制に関する政令第15条第1項第1号）。

(抄)

消 防 危 第 5 3 号  
平成20年3月25日

(株) ディー・エヌ・エー 代表取締役社長 殿

消防庁危険物保安室長

移動タンク貯蔵所の売買時における消防法に基づく手続の遵守について

移動タンク貯蔵所については、中古車両としての売買により、その所有権が移転するなど消防法第11条第6項に規定する譲渡又は引渡に該当する場合や危険物の規制に関する政令第15条第1項に規定する常置する場所（以下「常置場所」という。）を変更する場合がありますが、その際に必要な手続がされず、その所有者や常置場所が把握できない例があると、消防機関から報告されております。

貴社におかれましては、下記の手続について消防法が遵守されるよう、貴社のインターネットオークションサイトにおいて、インターネットオークションに参加する個人及び事業者へ周知くださるようお願いいたします。

#### 記

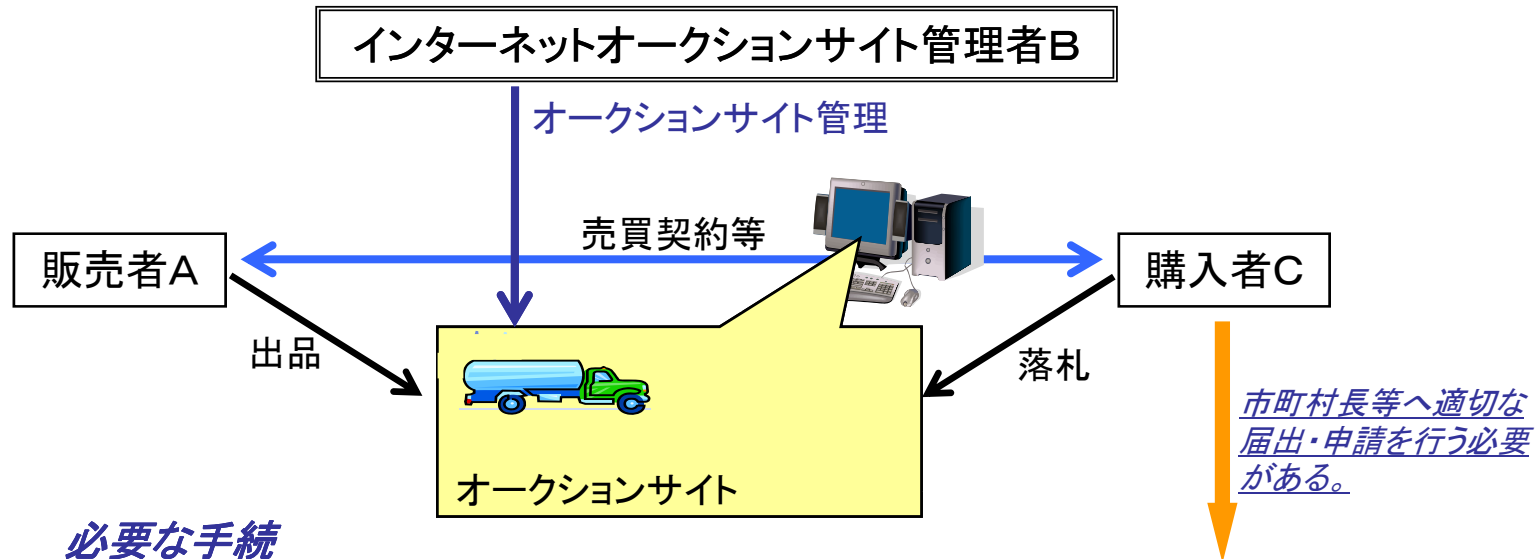
- 1 移動タンク貯蔵所の譲渡又は引渡があったときは、譲受人又は引渡を受けた者は、消防法第11条第6項に基づき市町村長等に届け出なければならないこと。
- 2 移動タンク貯蔵所の常置場所の変更が必要となる場合は、譲受人又は引渡を受けた者は、消防法第11条第1項に基づき変更後の常置場所を管轄する市町村長等の許可を受けなければならないこと。

## 移動タンク貯蔵所の売買時における消防法上必要な手続について

### 移動タンク貯蔵所について

移動タンク貯蔵所とは、危険物（消防法別表第一に掲げる石油類などの、固体又は液体で火災危険性の観点から指定されているもの）を車両に固定されたタンクにおいて貯蔵し、取り扱う貯蔵所のことをいいます。危険物の規制に関する政令において、移動タンク貯蔵所の位置、構造、設備の技術上の基準及び貯蔵、取扱いの基準が定められています。

### 移動タンク貯蔵所の売買形態



### 必要な手続

#### ① 譲渡届出

売買等により譲渡又は引渡があった場合、譲受人又は引渡を受けた者は、市町村長等へ届け出なければならない。

#### ② 常置場所の変更許可

常置場所※の変更が必要となる場合は、譲受人又は引渡を受けた者は市町村長等の許可を受けなければならない。

※ 常置場所とは、移動タンク貯蔵所を常置する場所であり、屋外の防火上安全な場所又は壁、床、はり及び屋根を耐火構造とし、若しくは不燃材料で造った建築物の一階に常置することが定められています（危険物の規制に関する政令第15条第1項第1号）。